

令和3年度小規模企業経営力向上事業費補助金

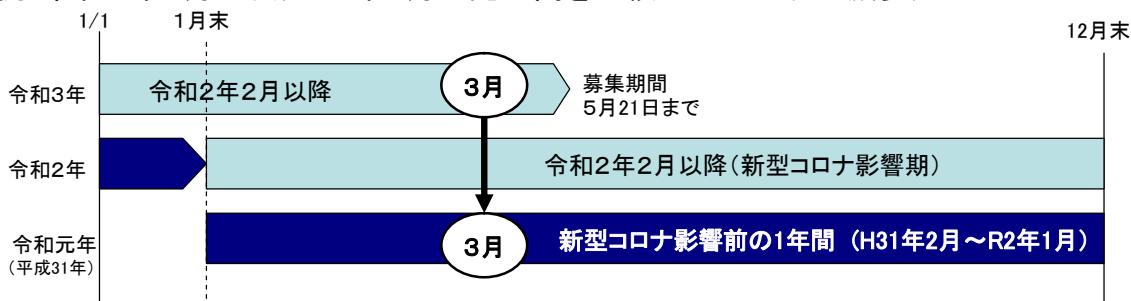
新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた事業者は、以下の優遇措置があります。

「新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた事業者」とは

<定義>

令和2年2月以降の任意の1か月間の売上高が、平成31年2月から令和2年1月までの期間における同月比で10%以上減少した小規模事業者であること

(例:令和3年3月と平成31年3月の売上高を比較して10%以上減少)



優遇措置①:申請時の要件を緩和します

<通常>

過去に経営革新計画の承認を受けた事業者及び当該小規模企業経営力向上事業費補助金を受けて事業を実施した事業者は対象外です。



<新型コロナ影響事業者のみ>

過去に経営革新計画の承認を受けた事業者及び当該小規模企業経営力向上事業費補助金を受けて事業を実施した事業者であっても申請が可能です。

※ただし、新型コロナ影響事業者として要件緩和等の優遇措置が適用されるのは1事業者1回までです。令和2年度に新型コロナ影響事業者として採択された事業者は対象外となります。

優遇措置②:概算払いが可能になります

<通常>

概算払いは不可です。(事業終了後の精算払いのみ)



<新型コロナ影響事業者のみ>

概算払いが可能です。(事業終了前に一定の割合まで補助※)

※手続き等については、補助金交付申請をした最寄りの商工会・商工会議所へ御相談下さい。

優遇措置③:審査時の加点があります

<新型コロナ影響事業者のみ>

令和2年2月以降の任意の1か月間の売上高が、平成31年2月から令和2年1月までの期間における同月比で50%以上減少している場合には、採択審査時に加点をします。